

福祉課からのお知らせ

障害者控除対象者認定について

障害者に準ずる者として町長が認める高齢者を対象に、所得税や住民税の障害者控除を受けるための認定を行っています。

対象となるのは、介護保険の要介護認定で要介護3以上の認定を受けている満65歳以上の方で、以下の認定基準を満たす方です。（12月31日時点で有効な要介護認定審査資料をもとに判定。）

■ 認定基準等

控除区分	認定区分	認定基準
障害者控除	身体障害者（3～6級）に準ずる者	介護保険の要介護3に認定され、障害高齢者の日常生活自立度がA以上
	知的障害者（中・軽度）に準ずる者	介護保険の要介護3に認定され、認知症高齢者の日常生活自立度がII以上
特別障害者控除	身体障害者（1・2級）に準ずる者	介護保険の要介護4以上に認定され、障害高齢者の日常生活自立度がB以上
	知的障害者（重度）に準ずる者	介護保険の要介護4以上に認定され、認知症高齢者の日常生活自立度がIII以上

認定を希望される方は、福祉課へ申請書を提出してください。（申請書は串本町ホームページからもダウンロードできます。）

認定された方には認定通知書を交付します。所得税の確定申告や住民税の申告の時にその通知書を添付することで障害者控除を受けることができます。

■ 障害者控除額

控除区分	所得税の控除額	住民税の控除額
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

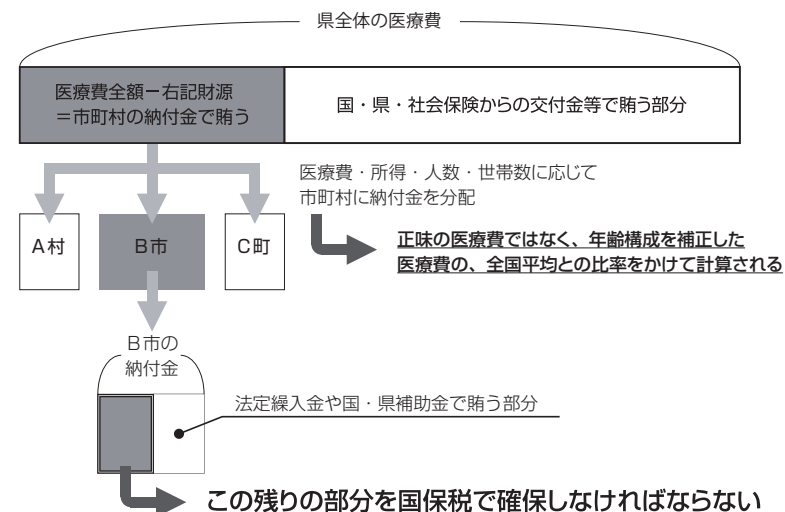
- ※ 既に控除対象となる障害者手帳等をお持ちの方や、本人または本人を扶養している親族に所得税や住民税が課税されていない場合は、認定を受ける必要はありません。
- ※ この認定は所得税や住民税の障害者控除にのみ適用されるものであり、障害者としてのサービスを受けられるものではありません。

◇お問い合わせ先◇ 串本町役場福祉課 介護保険係 TEL 0735-62-0562

住民課からのお知らせ

国保財政の健全化に向けて（24）

今回は町が県に平成30年度から納める納付金の仕組みについて説明したいと思います。



県に納める「納付金」の計算

必要経費から医療費や納付金など各種財源分を差し引いた、費用の残りを税で賄うという考え方は、現在町で行っている税率設定の根拠と変わりありません。

しかし、今後は県内における串本町の医療費や所得の状況、日本全体における串本町の医療費や年齢構成といった数字が影響するようになります（上図）。

串本町の正味の医療費は和歌山県平均以上ではありますが、全国では平均程度と思われれます。これに年齢構成による補正を加えると一体どうなるのか…。現時点では国・県が試算中のため、はっきりしたことは分かりません。

今までの制度では医療費が下がった場合、下がった額そのままの財政効果を期待できましたが、今後は年齢補正した全国平均の医療費との比率が効いてくるので、予測しにくくなります。

全国平均よりも医療費を低く抑えられれば、医療費丸々を賄わなくてもよくなる可能性がありますが、全国的に医療費が下がったのに串本町の医療費が変わらなければ、県への納付しなくてはならない金額が多くなります。

しかも、法定外繰入のうち財政補てん目的のものは、段階的に解消していかなければならなくなります。単年度赤字が予想される市町村では、県の激変緩和措置とあわせて、赤字解消計画と似たような繰入金の解消計画を策定することとなるようです。